

石川県公報

令和5年5月26日

第13611号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○令和5年度管理理容師資格認定講習会の指定 (薬事衛生課) 1	○公共測量実施公告 (監理課) 6
○令和5年度管理美容師資格認定講習会の指定 (同) 2	○入札公告 (同) 6
○歳入の徴収事務の委託 (経営支援課) 2	○道路の位置の指定公告 (建築住宅課) 8
○県道の区域の変更 (道路整備課) 2	公安委員会
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (建築住宅課) 3	○犯罪被害者等早期援助団体の代表者変更の届出 8
公 告	選挙管理委員会
○特定調達契約に係る入札公告 (産業政策課) 3	○政治団体の届出の公表 9
○入札公告 (同) 5	○政治団体の届出事項の異動の届出の公表 9
○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (農業基盤課) 6	○政治団体の解散の届出の公表 10
	○資金管理団体でなくなった旨の届出の公表 10
	○石川県議会議員選挙の選挙の効力に関する異議申出に関する決定 10
	収用委員会
	○裁決手続開始決定公告 12
	○審理開始公告 12

告 示

石川県告示第204号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、令和5年度管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

令和5年5月26日

石川県知事 馳 浩

- 主催者の所在地及び名称
東京都江東区有明3丁目7番26号
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- 日程

第1日	令和5年10月2日
第2日	令和5年10月3日
第3日	令和5年10月10日

- 場所
金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター
- 科目及び時間数

科 目	時 間 数
公 衆 衛 生	4時間
理容所の衛生管理	14時間
計	18時間

- 受講料
20,000円

- 6 会場の運営及び設営の窓口となる機関
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
公益財団法人理容師美容師試験研修センター 業務部

石川県告示第205号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、令和5年度管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

令和5年5月26日

石川県知事 馳 浩

- 1 主催者の所在地及び名称
東京都江東区有明3丁目7番26号
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- 2 日程

第1日	令和5年10月2日
第2日	令和5年10月3日
第3日	令和5年10月10日

- 3 場所
金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター

- 4 科目及び時間数

科 目	時 間 数
公 衆 衛 生	4時間
美容所の衛生管理	14時間
計	18時間

- 5 受講料
20,000円
- 6 会場の運営及び設営の窓口となる機関
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
公益財団法人理容師美容師試験研修センター 業務部

石川県告示第206号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

令和5年5月26日

石川県知事 馳 浩

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県産業展示館に係る使用料の徴収事務	金沢市袋島町南193番地	一般財団法人石川県県民ふれあい公社	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

石川県告示第207号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和5年5月26日から同年6月9日まで縦覧に供する。

令和5年5月26日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所	
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)		
七尾羽咋線	鹿島郡中能登町羽坂六1番地先から 鹿島郡中能登町羽坂六11番1地先まで	旧	7.52～9.38	70.9	中能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	10.02～10.05		

石川県告示第208号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和5年5月26日

石川県知事 馳 浩

名称	住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人金沢あすなろ会	金沢市西念1丁目15番7号 恵西苑1号室	金沢市諸江町上丁8番1	令和5年5月18日

公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和5年5月26日

石川県知事 馳 浩

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

多目的X線回折装置 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和6年1月26日

(4) 納入場所

石川県工業試験場

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和5年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和5年石川県告示第140号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同

じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項について証明する書類を令和5年6月22日(木)午後5時までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。
- (2) 当該調達物品を確実に納入できること。
- (3) アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8203 金沢市鞍月2丁目1番地

石川県工業試験場管理部総務課 電話番号 076-267-8080

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

令和5年7月5日(水)午後1時30分(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

令和5年7月5日(水)午後1時40分 石川県工業試験場第2会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札書の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased

Multipurpose X-ray diffractometer 1set

- (2) Delivery date

By 26 January 2024

- (3) Delivery place

To be specified later

- (4) Time limit of tender
1:30 p.m. 5 July 2023
- (5) Contact point for the notice
Administration Division Industrial Research Institute of Ishikawa
2-1 Kuratsuki Kanazawa Ishikawa 920-8203 Japan TEL 076-267-8080

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年5月26日

石川県知事 馳 浩

1 調達内容

- (1) 購入件名及び数量

小型環境試験槽 一式

- (2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

- (3) 納入期限

令和6年2月29日

- (4) 納入場所

石川県工業試験場

- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項を証明する書類を令和5年6月15日(木)午後5時までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。

- (2) 当該調達物品を確実に納入できること。

- (3) アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8203 金沢市鞍月2丁目1番地

石川県工業試験場管理部総務課 電話番号 076-267-8080

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

入札 令和5年6月28日(水)午後2時30分

開札 入札後、即時開札する。

場所 石川県工業試験場第2会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札書の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和5年5月29日から同年6月26日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年5月26日

石川県知事 馳 浩

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
坪 野 地 区	県営ほ場整備事業 (機構関連型)	県営土地改良事業 変更計画書の写し	志 賀 町 農 林 水 産 課
柴 垣 地 区	県営ほ場整備事業 (耕作放棄地防止型)	県営土地改良事業 変更計画書の写し	羽 咋 市 産 業 建 設 部 農 林 水 産 課
大 町 長 池 地 区	老朽ため池整備事業 (防災対策型)	県営土地改良事業 変更計画書の写し	羽 咋 市 産 業 建 設 部 農 林 水 産 課

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年5月26日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	令和5年5月22日から 令和6年2月29日まで	小松市鍋谷川地域

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年5月26日

石川県知事 馳 浩

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量
石川県土木設計積算システム構築業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期限
令和6年9月30日
- (4) 業務場所
石川県土木部監理課技術管理室 ほか

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札者に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和5年石川県告示第140号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 平成25年4月1日以降に、国または都道府県が発注した公共工事の積算システムの新規構築業務を元請けとして受託した実績を有すること。
なお、構築業務については、本件調達公告日において完了しているものに限る。
- (5) 平成25年4月1日以降に、国または都道府県が発注した公共工事の積算システムにおいて、JACICデータを使用した運用実績を有し、かつ、LGWAN-ASP回線を使用した運用実績を有すること。
なお、運用については、本件調達公告日において完了しているものに限る。
- (6) 当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。
- (7) 入札公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

4 入札参加資格確認の申請等

入札者は、以下のとおり入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 提出書類
 - ア 入札参加資格確認申請書（入札説明書に記載の別紙様式4）
 - イ 業務実績一覧（入札説明書に記載の別紙様式5）
 - ウ 業務実績一覧の記載内容を証明する書類（契約書、仕様書等の該当箇所写し）
- (2) 提出方法
郵送（書留郵便とし、受領期限内必着とする。持参による提出は、不可とする。）
- (3) 受領期限
令和5年6月19日（月）午後5時
- (4) 提出場所
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県土木部監理課技術管理室
電話番号 076-225-1787 FAX番号 076-225-1788
- (5) 入札参加資格の確認結果通知
郵送により通知するものとする。

5 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県土木部監理課技術管理室
電話番号 076-225-1787 FAX番号 076-225-1788
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札説明書等の交付期間
公告の日から令和5年6月19日(月)までの毎日午前9時から午後5時まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)
- (4) 入札の日時及び場所
令和5年7月6日(木)午前10時(入札後、即時開札する。)
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁行政庁舎 16階技術管理室横会議室

6 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (2) 入札書の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 手続きにおける交渉の有無
無
- (6) 入札又は開札の取消し又は延期による損害
天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和5年5月26日

石川県知事 馳 浩

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市白尾ホ81番9	幅員 6.00m 延長 56.26m	金沢市諸江町中丁334番地1 株式会社アットホーム	令和5年5月15日

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第69号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成14年国家公安委員会規則第1号)第3条第1項の規定により、犯罪被害者等早期援助団体から、次のとおり代表者を変更した旨の届出があった。

令和5年5月26日

石川 県 公 安 委 員 会

名 称	代 表 者		変 更 年 月 日
公益社団法人石川被害者サポートセンター	新	米 沢 寛	令和5年3月20日
	旧	北 川 義 信	

選 挙 管 理 委 員 会

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 58 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和5年5月26日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
たむら敏和後援会	杉 山 直 志	幸 崎 和 行	白山市北安田町1091番地	令和5年4月5日
中村かつみ橘区後援会	西 川 利 明	福 島 日出夫	能美郡川北町字橋チ1-1	令和5年4月13日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 59 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年5月26日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党石川県たばこ販売支部	茨 木 徹	会計責任者	佐 野 明 弘	田 嶋 正 敏	令和5年3月31日
社会民主党石川県第2区支部連合	山 口 俊 哉	主たる事務所の所在地	白山市殿町46 白山市労働会館2F	小松市本町四丁目51番地 小松教育労働会館内	令和5年4月1日
		代 表 者	山 口 俊 哉	山 根 靖 則	令和5年4月1日
		会 計 責 任 者	平 田 和 伸	長 田 孝 志	令和5年4月1日
自由民主党石川県郵政政治連盟支部	宮 村 正 人	代 表 者	宮 村 正 人	石 田 尚 史	令和5年4月1日
		会 計 責 任 者	坂 口 高 雅	新 谷 真 志	令和5年4月1日
自由民主党宝達志水町支部	守 田 幸 則	代 表 者	守 田 幸 則	北 信 幸	令和5年4月1日
		会 計 責 任 者	久 保 喜 六	柴 田 捷	令和5年4月1日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
白山商工連盟	高 松 喜与志	会計責任者	渕 田 昭 彦	松 本 耕 作	令和5年1月17日
白山いぬわし会	山 田 淳 平	代 表 者	山 田 淳 平	山 田 憲 昭	令和5年3月15日
全国小売酒販政治連盟石川県支部	井 波 成 英	会計責任者	野 田 陽 子	豊 田 孝 志	令和5年4月1日
竹田良平後援会	林 外三男	主たる事務所の所在地	小松市犬丸町甲9	小松市小馬出町27-6 丸ビル1階	令和5年4月15日

中村せせらぎ後援会	土田友雄	主たる事務所の所在地	野々市市下林四丁目612番地	野々市市下林四丁目177番地 下林会館1階和室	令和5年4月24日
石川県産業資源循環協会政治連盟	高山盛司	会計責任者	岡野昭久	出村邦夫	令和5年4月25日
チーム希夢賢	木村麻里	主たる事務所 の所在地	小松市若杉町三丁目83番地	小松市若杉町2-52 メゾンド若杉203号	令和5年4月27日
石川の現状維持政治を打破する会	木村賢治	主たる事務所 の所在地	小松市若杉町三丁目83番地	小松市若杉町2-52 メゾンド若杉203号	令和5年4月27日
平和党	中川武夫	政治団体の名称	平和党	中川武夫後援会	令和5年4月28日
		会計責任者	中川あい	広島章生	令和5年4月28日

石川県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年5月26日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党石川県衆議院支部	馳 浩	令和5年3月31日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
山口彦衛連合後援会	山口彦衛	令和5年3月31日
関軒たかひと後援会	関軒崇人	令和5年3月31日
雄 政 会	中西俊雄	令和5年3月31日

石川県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その届出をした者の氏名等を次のとおり公表する。

令和5年5月26日

石川県選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
山 田 憲 昭	白山いぬわし会	令和5年3月10日
山 口 彦 衛	山口彦衛連合後援会	令和5年3月31日
中 西 利 雄	雄 政 会	令和5年3月31日

石川県選挙管理委員会告示第62号

石川県鹿島郡中能登町能登部上ヲ部111-1林真弥から提起された令和5年4月9日執行の石川県議会議員選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、令和5年5月16日、当委員会は次のとおり決定したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定により告示する。

令和5年5月26日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

決 定 書

石川 県 鹿 島 郡 中 能 登 町 能 登 部 上 7 部 111-1

異 議 申 出 人 林 真 弥

上記異議申出人(以下「申出人」という。)から令和5年4月24日付けで提起された令和5年4月9日執行の石川 県 議 会 議 員 選 挙 の 鹿 島 郡 選 挙 区 (以下「本件選挙」という。)における選挙の効力に関する異議の申出について、石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 (以下「当委員会」という。)は次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

第1 異議申出の要旨

申出人は、本件選挙を無効とする決定を求める旨の申出をしたものである。その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- 1 岡野定候補が推薦する開票立会人(以下「開票立会人」という。)が土本候補の得票を確認したところ、筆跡が酷似する得票が多数見受けられたこと並びに中能登町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)は、何者かが開票作業前の投票箱を違法に開披して投票偽造行為が行われた事実を知りながら、これを隠蔽するために読取分類機を使用しなかったことから、投票が偽造された可能性が高い。
- 2 町委員会の内部者の関与により、土本候補の得票が水増しされた。

以上のことから、本件選挙は無効である。

第2 決定の理由

当委員会は、申出人の本件申出を適法なものとして認め、これを受理し、慎重に審理を行った。

およそ選挙が無効とされるのは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限定されている。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する機会が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もっとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」(最高裁判所昭和61年2月18日判決)とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実を生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうもの」(最高裁判所昭和29年9月24日判決)とされている。

当委員会は、こうした観点に立ち、申出人の主張が選挙の無効原因となり得るか否かについて、次のとおり判断する。

申出理由の1及び2について、申出人は、本件選挙の投票が偽造された可能性が高いこと並びに本件選挙における土本候補の得票が水増しされたことを主張していると認められるが、具体的な根拠が示されていない。

また、申出人は当選人の決定そのものに異議を差し挟むものではないと主張しており、前段のいずれの主張についても、本件選挙の結果に異動を及ぼすおそれが生じたとする特段の事情は認められない。

なお、町委員会から読取分類機の使用については、本件選挙の選挙期日である4月9日に開票する他選挙の有無や本件選挙の候補者数により、費用対効果を考慮して判断しており、今回の場合、他選挙が無いこと及び候補者数が2名であると見込まれていたことから、読取分類機を使用しなかったこと並びに開票立会人に対して、土本候補の票束を回付した際に、筆跡が酷似する投票用紙がある旨の指摘はなかったことを確認している。

以上のことから、本件選挙における選挙の効力に関する申出人の主張は、いずれも認めることができない。このため、申出人が当委員会に対し要望している、土本候補の得票の再検票及び筆跡鑑定は、実施する必要が無いと判断する。

よって、当委員会は主文のとおり決定する。

令和5年5月16日

石川県選挙管理委員会
委員長 坂 井 美 紀 夫**収 用 委 員 会**

裁決手続開始決定公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和5年5月26日

石 川 県 収 用 委 員 会

- 起業者の名称
金沢市
- 事業の種類
金沢都市計画公園事業6・5・3号北部運動公園
- 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
所在：金沢市磯部町イ地内

地 番	地 目		全体の面積		収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積
	公 簿	現 況	公 簿	実 測		
4 番 1	田	雑種地	811㎡	811.30㎡	811.30㎡	—
78番	田	雑種地	851㎡	851.03㎡	851.03㎡	—
計	—	—	1,662㎡	1,662.33㎡	1,662.33㎡	—

4 土地所有者の氏名及び住所

土地の所在及び地番	氏 名	住 所
金沢市磯部町イ4番1	赤松 幹夫	金沢市材木町28番11号
	法定代理人 親権者 赤松 義雄	金沢市材木町28番11号
	法定代理人 親権者 赤松 篠江	金沢市材木町28番11号
金沢市磯部町イ78番	赤松 義雄	金沢市材木町28番11号

5 土地に関して権利を有する関係人の名称、所在地及びその権利

土地の所在及び地番	氏 名	住 所	権利の種類
金沢市磯部町イ4番1	北陸電力送配電株式会社 代表取締役社長 棚田 一也	富山県富山市牛島町15番1号	地役権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和5年5月18日

審理開始公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により審理を開始するので、次のとおり公告する。

令和5年5月26日

石 川 県 収 用 委 員 会

1 起業者の名称

金沢市

2 事業の種類

金沢都市計画公園事業6・5・3号北部運動公園

3 審理の期日

令和5年6月19日(月) 午後2時30分から

4 審理の場所

金沢市西念3丁目3番5号

石川県勤労者福祉文化会館2階 ホール

